

私的録音録画補償金制度に関する議論と 著作権法制のあり方について

2011年7月4日法制問題小委員会ヒアリング

(社)日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター(CPRA)
運営委員 椎名 和夫

1. 私的録音録画補償金制度の見直しを巡る議論

○『著作権法に関する今後の検討課題』(平成17年1月24日)

(1) 私的録音録画補償金の見直し

- ①ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。
- ②現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取り扱いに関して、実態を踏まえて検討する。
- ③現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式に関して、法技術的観点等から見直しが可能かどうか検討する。

○『文化審議会著作権分科会報告書』(平成18年1月)

「私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその**廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野**に入れ、抜本的な検討を行うべきである…この私的録音・録画の検討は、実態を踏まえた解決策を見出し…平成19年度中には一定の具体的結論を得よう、迅速に行う必要がある」

○私的録音録画小委員会における議論(平成18年4月～平成20年12月、計30回)

- 『文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理』(平成19年10月12日)
- 文化庁案「私的録音録画と補償の必要性に関する考え方の変遷」(平成19年12月18日)及び「著作権保護技術と補償金制度について(案)」(平成20年1月17日)

○『文化審議会著作権分科会報告書』(平成21年1月)

「補償金制度については、現行制度が制定されて以来約15年の歳月が流れ、録音録画の実態も大きく変化しているところである。補償金制度の抜本的な見直しを求めた文化審議会著作権分科会の提言(平成18年1月)の内容は、現在においても変更する必要がないが、提言以降も録音録画の実態の変化が続いていることを考えると、**問題解決のための緊急性はより増している**と考えられる。…**今後は、課題の緊急性にかんがみ、議論を休止するのではなく、新たな枠組みでの検討が適当である**と考えるが、文化審議会著作権分科会における検討が重要であることは言うまでもないが、同分科会の枠組みを離れて、例えば権利者、メーカー、消費者などの関係者が忌憚ない意見交換できる場を文化庁が設けるなど、**関係者の合意形成を目指すことも必要**と考える」

2. 補償金制度を廃止することが可能か？

●補償金制度が廃止可能である理由として挙げられた意見等について

1. 著作権保護技術による解決

音楽CDの録音では、著作権保護技術は現状全く機能せずコピーフリーの状態であり、配信から一定の複製を行うことも可能である。また録画においても、ダビング10の範囲での録画は可能であることから、制度を廃止することを可能にするような著作権保護技術は存在していない。もし今後厳格な複製制限が行われた場合、理論的に廃止は可能だが、それを望むステークホルダーが果たして存在するのか？

2. 個別課金による解決

個々の複製行為を検知して課金を行うシステムなどいまだに存在していない。またネット配信において、配信の対価に私的複製分を含めて課金できるのではないかと議論については、もっぱらプラットフォーム側の事情により形成されている「ネットにおけるコンテンツの価値相場」の下では、仮に可能だとしても、コンテンツの経済価値の相対的下落をさらに加速させる結果を生むだけ。

- 私的録音録画補償金制度の趣旨が、デジタル方式の私的録音録画が権利者に与える不利益を補償することにある以上、デジタル方式による私的録音録画の全盛期ともいえる現在、**補償金制度を廃止することが可能となるような解決策は存在していない**。むしろ、録音にみられるように、私的録音の実態と制度の乖離が常態化している現状は異常事態であり、まずはこの点が可及的速やかに解決されるべき。
- 権利者に影響を与えるデジタル方式による複製は、すでに個別の機器、媒体にとどまらず、それらが組み合わされたり、またソフトウェア、通信等、その他の手段と複合的に組み合わされることにより広範に行われており、そうした実態を継続的に広く捕捉し得る制度として、補償金制度を再構築するべき。

3. 流通円滑化＝権利制限に偏した「著作権法制」?

○ 権利制限規定の新設又は拡充に向けた法改正及び議論は着実に進んでいる。

■ 2003(平成15)年7月策定の『知的財産推進計画』以降を見ると、「インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図る措置」(平成21年改正)や「時代の変化に対応した権利制限等」(平成18年改正)として、権利制限規定の新設又は拡充などする多数の法改正。

例) インターネット販売等での美術品等の画像掲載(47条の2)、機器の「保守・修理」等におけるバックアップのための複製(47条の4)、送信の効率化等のための複製(47条の5)、インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等(47条の6)、情報解析のための複製(47条の7)、電子機器利用時に必要な複製(47条の8)、裁定申請中の著作物の利用(67条の2)、著作隣接権者不明の場合の利用制度の創設(103条による準用)、放送対象地域内における「入力型自動公衆送信」による放送の同時再送信に係る実演家及びレコード製作者の送信可能化権の制限(102条5項ほか) など

■ 今後、「権利制限の一般規定」の法制化が予定されているほか、『知的財産推進計画2011』には「我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消を含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる」との施策も掲げられている。



● 『知的財産推進計画』から与えられた、権利制限規定の創設などの「宿題」は着実に実施される一方で、私的録音録画補償金制度の見直しという「宿題」はおろそかにされていないか？

● 権利制限規定の新設又は拡充などによって著作物等の利用の円滑化を図ろうとするばかりで、著作権制度における権利者側の課題は一向に解決されないという不均衡を生じていないか？

● 権利者が権利の集中管理等を進め、窓口一元化など流通円滑化への取り組みを応分に負担している中で、いたずらに権利を制限するばかりでなく、権利者の「保護・拡充」に向けた法制度の整備もそれに均衡して実現されていくべき。

4. 著作権制度上の課題の解決について

音楽や映像に限らず、「コンテンツの提供」に係るさまざまなビジネスモデルが、違法適法の別を問わないユーザーによる複製、共有や、さらにそれらを代行するプラットフォームによるサービス等で代替されていく状況がますます既成事実化する中で、著作権制度上の課題に解決にあたっては、「ユーザーの利便性の確保」のみに偏ることなく、「創造のサイクルの維持」を絶えず意識する中で、高い視点からの検討を行う姿勢が必要なのではないか。

(付録)関係者間における協議について

○『著作権法に関する今後の検討課題』(平成17年1月24日)

Ⅱ 関係者間における協議について

従来、著作権分科会等では、対立する利益を代表するものと思料される関係者の間における協議(以下「関係者間における協議」という。)をまず促し、当該協議の結果を踏まえた上で、必要に応じ、改正課題に関する検討を進めてきたところである。

著作権に関する改正要望には、反射的に一定の不利益を被る者が存在することが多い。このような利害対立の存在を理由に、当該課題の検討自体を躊躇するとすれば、著作権に関する改正要望のほとんどについて、専門的な検討がなされる機会を与えられないこととなってしまう。

したがって、関係者間における協議が一定の合意に至るまで、著作権分科会等における検討自体を一律に控えることは合理的ではない。また、ひとたび一定の合意が形成されれば、必ず制度改革への道が開かれると考えることも適当とは思われない。

また、検討課題の中には、そもそも適切な関係当事者を特定することが困難なものもある。仮にある程度特定できたとしても、関係者間の意見の隔たりが大きく、任意の協議によって一定の合意に至ることは期待し得ないものなどもあり得る。関係者間における協議を強調することによって、かえって不合理な事態を招来する側面もあるのではないかと考えられる。

必要に応じて外部の参考情報を得ることが有益であるのは確かだとしても、著作権分科会等における検討は、第一義的には、著作権分科会等の見識に基づき、その責任において、行われるべき性格のものである。

以上のような観点から、今後は、関係者間における協議が自主的に行われている場合には、当該協議の過程において整理された争点や主張などを、著作権分科会等における検討に当たっての考慮要素として位置付けることとするのが適当である。

そのための具体的な方策としては、今後、著作権法の改正要望事項を広く募集するに当たり、当該要望事項に係る参考情報として、利害関係者の意見や協議の状況について任意に記載させることとし、必要に応じ、当該要望事項に係る関係者を著作権分科会等の検討の場に招致して直接意見を聴くことなどが考えられる。

なお、当該協議が行われていたとしても、当該改正要望事項について利害関係を有するすべての者を網羅して協議が行われているとは限らないので、著作権分科会等における具体的な検討結果を最終的に取りまとめるに先立って、一般から意見募集を行うこととすることが適当である。